

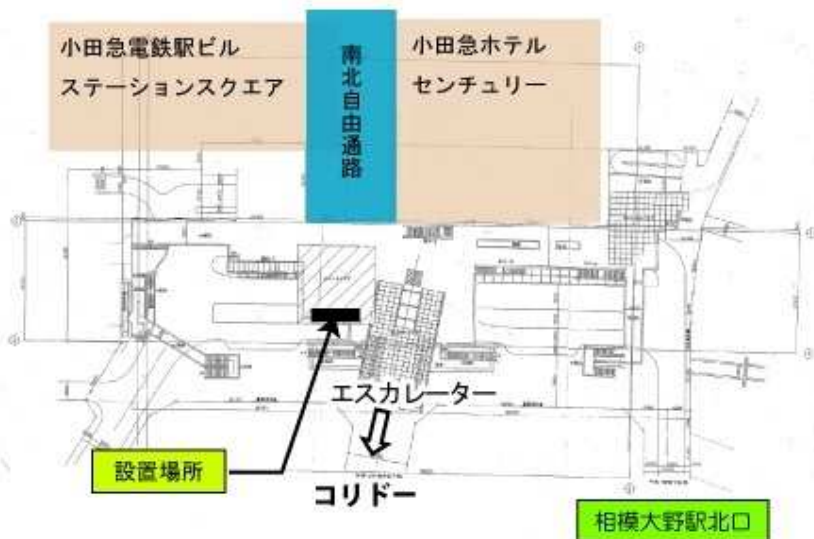
相模大野パブリックインフォメーション

特定広告主 募集要項

相模大野パブリックインフォメーションを利用し、長期にわたり広告を放映して下さる特定広告主を募集します。市と直接契約を結んでいただくので、代理店手数料がかからず、一般広告より安価に放映できます。

【参考】小田急線相模大野駅乗降人員 約11万人（2022年度1日平均）

- 1 名称 「相模大野パブリックインフォメーション」
- 2 設置場所 相模原市南区相模大野3丁目300-2地内
(小田急線相模大野駅北口ペDESTリアンデッキ上)

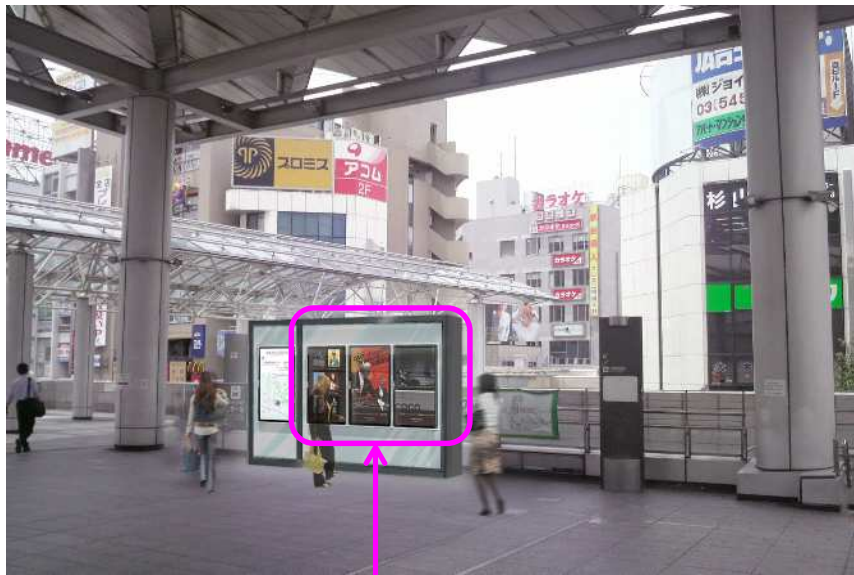


- 3 放映期間 毎年度4月1日から3か月以上（1か月単位）
- 4 放映時間 午前7時～午後10時（15時間）
- 5 ビジョン規格 ○55型液晶画面（縦に配置）×4台。そのうち3台を広告放映で使用。
○フルカラー
- 6 広告仕様 ○静止画 拡張子：j p g / j p e g 拡張子：p n g
動画 M P E G - 4 A V C / H . 2 6 4（拡張子：m p 4）
○音声なし
○1コンテンツの長さ 20秒単位
※15分周期で、1日60回放映

7 申込資格

- 「相模原市有料広告掲出に関する指針」「相模原市パブリックインフォメーション広告放映取扱要綱」「相模原市パブリックインフォメーション広告放映基準」を遵守できること。
- 税金の滞納がないこと。

8 特定広告販売概要



3画面を連動させることで、インパクトのある広告放映が可能。
15分間に1回＝1日に60回放映します。

(1) 販売単位 3画面を同時利用した20秒広告＝1口

(2) 放映料

放映期間	3か月間	4か月間	}}	・・・	1年間
放映料	90,720円	120,960円	}}	1ヶ月30,240円 ずつ加算	362,880円

※放映料の納付は前納になります。
※コンテンツの制作料は含まれません。

(3) 1口あたり最低放映回数 1,440回/月

※機材トラブル等により最低放映回数を確保できなかった場合は、規定額を返還します。

(4) 1口あたり最大放映回数 1,860回/月

9 その他の注意事項

広告内容については、事前に審査を行います。審査結果により、一部修正していただくことがあります。

10 申込期間 毎年度4月1日～同年度12月第1金曜日

11 申込方法

相模原市パブリックインフォメーション広告放映申込書（特定広告）に添付資料を添えて、直接か郵送、Eメールで産業支援・雇用対策課へ。（直接の場合は、事前に電話連絡をお願いします。）

12 特定広告主の決定方法

予定枠数を超える申し込みがあった場合は、先着順により決定します。

■お問い合わせ・お申し込み

相模原市役所 産業支援・雇用対策課

住 所 : 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

電 話 : 042-769-9255

Eメール : sangyou.k@city.sagamihara.kanagawa.jp

相模原市パブリックインフォメーション広告放映申込書（特定広告）

年 月 日

相模原市長あて

住所又は所在地

名称（法人名等）

申込者 代表者名

電話番号

Eメールアドレス

担当者名

「相模原市有料広告掲出に関する指針」「相模原市パブリックインフォメーション広告放映取扱要綱」「相模原市パブリックインフォメーション広告放映基準」の内容を確認・同意の上で、相模大野パブリックインフォメーションへの広告の放映について、次のとおり申し込みます。

広告放映申込口数	口
申込口数に伴う放映料	円
広告放映期間	年 月 日 ～ 年 月 日
申込者の組織 および事業の概要	

備考

- 次の書類を添付してください。
 - 納期限が到来している直近の市町村民税の納税証明書
 - 事業内容を明らかにする書類
 - 広告案（テキストおよび写真等）
- 「申込者の組織および事業の概要」の欄への記載は、当該団体の概要を記載した書類を添付することをもって代えることができます。

相模原市パブリックインフォメーション広告放映可否決定通知書（特定広告）

年 月 日

様

相模原市長

年 月 日付けで申込みのあった相模大野パブリックインフォメーションへの広告の放映について、下記のとおり決定したので通知します。

- 1 承認します
 - (1) 広告の口数
 - (2) 条件等
- 2 承認しません